

指定計画相談支援
契約書及び重要事項説明書

医療法人社団豊永会
飯塚記念病院相談支援センター

計画相談支援 契約書

利用者_____（以下「利用者」という。）と事業者 飯塚記念病院相談支援センター（以下「事業者」という。）は、障害総合支援法に基づく計画相談支援事業の利用について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、障害者総合支援法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対して、適正な計画相談支援サービスを提供することを目的とします。

第2条（契約の有効期間）

この契約の契約期間は、令和____年____月____日から「障がい福祉サービス受給者証」「地域相談支援受給者証」に記載された支給期間の満了日（令和____年____月____日）までとします。

- 2 この契約期間満了日の7日前までに、利用者から契約終了の意思表示がない場合は、自動的に更新します。

なお、自動的に更新する場合において、事業者は、利用者に対し更新の意思を確認し、必要事項を「契約変更・更新合意書」の該当欄に記載のうえ、記名押印し、契約書末尾に添付します。

- 3 自動的に更新する場合の契約期間満了日は、新たな支給決定の申請により更新決定された支給期間の満了日までとします。

ただし、「契約変更・更新合意書」において、これより短い期間を定めた場合は、この限りではありません。

第3条（サービス提供の内容等）

利用者が提供を受けるサービスの内容は、重要事項説明書に記載しているとおりです。説明書の内容については、利用者又はその家族に説明します。

- 2 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意を持ってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

第4条（サービス提供の記録等）

事業所は、サービスを提供した際には、提供内容に関する記録を行います。

- 2 事業者は、サービス等利用計画の記録を作成した後5年間はこれを適正に保存し、利用者又は家族の求めにより閲覧に応じ、又は利用者等の実費負担によりその写しを交付します。

第5条（施設入所への紹介）

事業者は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合、又は利用者が障がい者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障がい者支援施設等への紹介そ

の他の便宜の提供を行うものとします。

第6条（サービス利用に対する負担額）

- (1) サービス利用に対する利用者の自己負担はありません。
- (2) 事業者は、国の定める「福祉・介護職員等処遇改善加算」その他これに類する加算を算定する場合があります。
- (3) これらの加算は、市町村が事業者に対して支払うものであり、利用者の自己負担は一切発生しません。
- (4) 加算の算定開始その他報酬体系に変更が生じる場合には、事業者は利用者又は家族に対し、その内容を説明し、必要に応じて同意を得ます。

第7条（利用者の責務）

利用者は、以下の事項に協力するものとする。

- (1) 必要な情報を正確に提供すること。
- (2) 支援の実施に必要な連絡・調整に応じること。
- (3) 当事業所の職員に対し、適切な態度で接すること。

第8条（ハラスメントの禁止及び対応）

- (1) 利用者およびその家族等は、当事業所の職員に対し、暴言、威圧的言動、過度な要求、性的言動、差別的言動、プライバシー侵害その他のハラスメント行為を行ってはならないものとする。
- (2) 当事業所は、前項に該当する行為が認められた場合、利用者に対し行為の中止および改善を求めることがある。
- (3) 改善が見られない場合、または職員の安全確保が困難であると判断される重大な行為があった場合、当事業所は契約を解除することができる。
- (4) 契約解除にあたっては、原則として事前に利用者へ説明を行うものとするが、緊急性が高い場合はこの限りではない。

第9条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対して、いつでも1週間以上の予告期間をもって、通知することにより、この契約を解約することができます。

なお、この場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。

- 2 利用者は、次のいずれかの事由が発生した場合は、直ちに、この契約を文書により解約することができます。
 - (1) 事業者が、定められたサービスを提供しないとき
 - (2) 事業者が、この契約に違反したとき
 - (3) 事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

第10条（事業者の解約権）

事業者は、次の各号のいずれかに該当し、契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者が支援に必要な連絡・調整に応じず、支援の継続が困難であると判断される場合
 - (2) 利用者が虚偽の申告を行い、支援の実施に重大な支障が生じる場合
 - (3) 利用者が正当な理由なく支援の提供を拒否し続ける場合
 - (4) 利用者の状態が変化し、当事業所での支援が適切でなくなった場合
 - (5) 第8条に定めるハラスメント行為が改善されない場合
 - (6) その他、支援の継続が著しく困難であると当事業所が判断した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、職員の安全確保が困難である重大な事態が発生した場合、当事業所は即時に契約を解除することができる。

第11条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) この契約期間の満了日の7日前までに、利用者から契約終了の意思表示があり、契約期間が満了したとき
- (2) 利用者から第9条第1項に定める通知がなされ、予告期間が満了したとき
- (3) 第9条第2項各号に定める事由により、利用者から文書による解約通知がなされたとき
- (4) 事業者から、第8条に定める文書による解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (5) 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - (ア) 利用者が計画相談支援事業支給決定の取り消しを受けたこと
 - (イ) 利用者が死亡したこと
 - (ウ) 利用者の所在が連続して1か月以上不明であること

第12条（契約終了時の援助）

契約を解約又は終了する場合には、事業者は、本人及び家族、地区保健福祉センター等の関係機関と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、必要な情報を提供するなどの援助を行います。

第13条（事故時等の対応）

事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を速やかに行います。

第14条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

ただし、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

第15条（秘密保持）

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、正当な理

由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後に、第三者に漏らすことはありません。

- 2 事業者は、文書により、利用者の個人情報を利用者の同意を、利用者の家族の個人情報は家族の同意を得て、必要な範囲内で用いることができるものとします。

ただし、利用者が同意の判断をすることが困難な場合は、その家族から同意を得ます。

第 16 条（苦情対応）

利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、苦情対応窓口を設置し、責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、速やかにかつ誠実に対応します。

- 3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第 17 条（利用者代理人）

利用者は、この契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

第 18 条（裁判管轄）

この契約に関する訴訟については、利用者の住所地（居住地）を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第 19 条（契約外条項等）

この契約及び障害者総合支援法等の関係法令で定められていない事項については、同法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

「計画相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく計画相談支援サービスを提供します。計画相談支援サービスの利用は、原則として介護給付費等又は地域相談支援給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

1. 事業者

名 称	医療法人社団豊永会
所在地	福岡県飯塚市鶴三緒 1452-2
電話番号	0948-22-2317
代表者氏名	豊永 武一郎
設立年月	令和7年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所
事業の目的	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対し、適正な計画相談支援を提供することを目的とする。
事業所の名称	飯塚記念病院相談支援センター
事業所の所在地	福岡県飯塚市鶴三緒 1452-2
電話番号	0948-22-2317
管理者氏名	山方 陽一
事業所の運営方針について	・利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉サービス等が多様な事業者から総合的に提供されるように配慮して行う。 ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、公正中立なサービスの提供に努める。 ・市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
開設年月	令和7年4月1日

3. 事業実施地域

飯塚市・嘉麻市・桂川町

4. 営業時間

営業日	平日 月曜日～金曜日
受付時間	月～金 8時30分～17時
サービス提供時間帯	月～金 8時30分～17時

5. 職員の体制

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1名	名	1名	1名	管理者
2. 相談支援専門員	1名以上	名	1名以上	1名	相談支援専門員

当事業所では、計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）提供するサービス

（サービス利用支援）

- ① 事業者は、次の各号に定める事項を相談支援専門員に担当させサービス利用の支援をします。作成に当たっては、継続的、計画的に適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）の利用が継続的かつ効率的に行われるようにします。
- ② 当該地域における障がい福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を適正に利用者及びその家族に提供します。
- ③ 利用者の居宅等を訪問し利用者及び家族に面接を行い、利用者の心身の状況、環境、日常生活全般の状況、サービスの利用意向等の評価を行い、解決すべき課題等（アセスメント）を把握します。
- ④ 解決すべき課題等に対応する福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及び家族の意向等を踏まえ総合的援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目的（長期・短期）及びその達成時期、種類・内容等やサービスを提供する上での留意点、モニタリングの期間に係る提案を盛り込んだサービス等利用計画案を作成します。
- ⑤ 当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に説明し、同意を得て交付します。
- ⑥ 支給決定もしくは支給決定の変更決定、または地域相談支援給付決定後に、障がい福祉サービス事業者等との担当者会議を開催し、連絡調整を行いサービス等利用計画を作成し利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得て交付します。

（継続サービス利用支援）

- ① 相談支援専門員は、サービス事業者等に対して、サービス等利用計画に基づき、サービスが提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ② 相談支援専門員は、サービス等利用計画作成後は継続支援サービスとして（決定されたモニタリング期間）、利用者及び家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行なうことによりサービス等利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ③ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の実施状況の把握にあたり、継続支援サービスとして必要なモニタリングを実施します。また、利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接します。
- ④ ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合又はご利用者が障がい者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障がい者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ⑤ サービス等利用計画の変更
利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づきサービス等利用計画を変更します。

（２）利用料金

① 利用料金

計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

当事業所は、2026年6月以降、国の定める「福祉・介護職員等処遇改善加算」等を算定する場合があります。これらの加算は、市町村が事業者に対して支払うものであり、利用者の自己負担は一切発生しません。

加算算定開始等により報酬体系に変更が生じる場合には、事前に利用者又は家族に説明し、必要に応じて同意を得ます。

② 交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

③ 利用料金のお支払い方法

前記②の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払

イ．下記指定口座への振り込み

福岡銀行 飯塚支店 普通預金 2797734

医療法人社団豊永会 理事長 豊永武一郎

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

閲覧・複写の受付	9:00～16:00
----------	------------

9. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき主治医、救急機関等に連絡します。

10. 苦情等の受付について

(1) 苦情対応窓口

サービスに対する苦情やご意見などは以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情対応窓口 [相談支援専門員] 山邊 淳子
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00
- <苦情解決責任者 [管理者] 山方 陽一

11. 虐待の防止について

事業者は、虐待に関する責任者を定め、成年後見制度の利用支援や従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施に努めます。

責任者 〈 担当 〉 [管理者] 山方 陽一

重要事項説明日及び契約締結日： 令和 年 月 日

計画相談支援サービスの提供の開始に際し、利用者に対して契約書および重要事項説明書に基づいて、サービス内容および重要な事項を説明した上、サービス契約を取り交わしました。

事業者 所 在 地 福岡県飯塚市鶴三緒 1452-2

事 業 者 名 医療法人社団 豊永会

代表職者氏名 理事長 豊永 武一郎 印

事 業 所 名 飯塚記念病院相談支援センター

説明者氏名 相談支援専門員

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、重要な事項の説明を受け、計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者 : 住所

氏名 印

代理人 : 住所

氏名 印 続柄

ご家族 : 住所

氏名 印 続柄